

氏名	渡部博明		
学位の種類	博士（農学）		
学位記番号	博 乙 第 2866 号		
学位授与年月日	平成 30年 3月 23日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
審査研究科	生命環境科学研究科		
学位論文題目	条件不利地域における水田作担い手経営成立の可能性と条件 －農家と集落営農組織に関する社会経済分析－		
主査	筑波大学教授	博士（農学）	納口るり子
副査	筑波大学教授	博士（農学）	茂野 隆一
副査	筑波大学教授	博士（農学）	松下 秀介
副査	筑波大学准教授	博士（農学）	氏家 清和

## 論 文 の 要 旨

著者によれば、中山間地域を典型とする農業生産条件不利地域において、農業生産の担い手成立可能性および担い手成立の条件解明に関する研究は、これまで十分に行われてこなかった。従来の条件不利地域を対象とする研究では、むしろ農業生産以外の産業による地域振興が模索されることが多かった。そこでは、農業生産条件の不利性を正面から取り上げて、それを克服する条件を検討する必要があったにも関わらず、そこに焦点を当てた研究は不十分であった。

本論文は、我が国土地利用型農業の根幹を成す水田作経営を対象として、水田作担い手経営成立にとっての条件不利性を独自の視点からとらえ直すとともに、そうした条件不利性を抱える地域において、水田作担い手経営が成立する可能性と成立のための条件を多角的・実証的に明らかにすることを目的としている。ここで水田作担い手経営とは、青壮年農業専従者が存在する水田作経営と定義されている。

第1章では、既往研究の検討と統計データの観察に基づき、本論文で分析の焦点を当てる条件不利性と分析対象地域を設定している。著者は既往研究の検討を行い、条件不利性に関して、青壮年農業専従者確保の困難性という観点から「農外就業機会の近接性」、リーダーの不在・不足という観点から「過疎・高齢化の進行」、中山間水田作における畦畔草刈作業の負担の大きさという観点から「広範な畦畔法面の存在」を設定している。分析対象地域は、「農外就業機会の近接性」と「広範な畦畔法面の存在」という特徴を合わせもつ中国地域および「過疎・高齢化の進行」度が異なる3地域（中国地域以外）とした。

第2章では、本論文の課題構成を示すとともに関連既往研究の批判的検討を行った結果、本論文の各章で分析する課題には、解明すべき部分が残されていることを明らかにした。

第3章で著者は、「農外就業機会の近接性」下で中核的農家を成立させるには、特定作目に一定の収入を補償する補償政策的補助金よりも主食用米以外の水田作目に生産を誘導する誘導政策的補助金に重点を置くことが有効だが、その効果は他地域と比べて弱いことを明らかにしている。中核的農家は青壮年世帯主が農業専従者である農家と定義された。

第4章で著者は、「農外就業機会の近接性」下で顕著にみられる定年後就農行動は、定年退職者がもつ農業・農村に対する意識にも影響されるため、そうした意識に世代間格差が存在する場合には、定年後就農農家を長期安定的な経営として期待できないことを明らかにした。

第5章で著者は、「過疎・高齢化の進行」地域において農業生産組織化に対する住民の意識レベルを高めるには、リーダーの存在自体に加え、リーダー間の強固な相互認知関係の構築やリーダー不在の地縁組織への対応等、その存在構造の安定化が重要となることを明らかにした。

第6章で著者は、「広範な畦畔法面の存在」に直面する「ぐるみ型」中山間集落営農組織における、畦畔草刈作業の労働時間の多さ、労働時間の繁閑差の大きさ、今日の米価下落・補助金制度の変更にもなう主食用米と比べたWCS用稲の相対的收益の上昇を確認した。

第7章で著者は、今日の米価下落・補助金制度の変更下では、戦略作物助成の削減、畦畔草刈作業の省力化技術の導入とそれに対する補助金制度の創設、WCS用稲(専用種)の湛直栽培、野菜作等を導入した経営複合化により、経営面積とWCS用稲の作付面積の拡大、補助金依存度の低下、「担い手型」中山間集落営農組織の成立、が同時に達成できることを明らかにした。

第8章で著者は、要約と分析結果の含意を示すとともに、残された課題について整理した。

## 審 査 の 要 旨

本論文で著者は、条件不利地域における水田作担い手経営成立の可能性と条件の解明という課題に対し、農業経済学、農村社会学、農業経営学の各分野の手法を援用し、多角的・実証的接近を試みた。その結果、学術的新規性のみならず、同時に実社会に役立つ分析結果も得ている。例えば中山間地域における芝生畦畔導入により、WCS用稲に対する助成金を現行よりも10a当たり1,000円引き下げても、青壮年専従者を確保する所得水準が達成でき、担い手型集落営農組織が成立することを明らかにするなど、農業政策に有益な知見を得ることができている。

平成30年1月25日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもとに論文の審査及び学力の確認を行い、本論文について著者に説明を求め、関連事項について質疑応答を行った。その結果、審査委員全員によって合格と判定された。

よって、著者は博士(農学)の学位を受けるのに十分な資格を有するものとして認める。